

第百二回国会 衆議院 内閣委員会 議 録 第 九 号

昭和六十年四月二日(火曜日)

午前九時四十六分開議

出席委員

委員長 中島源太郎君

理事 石川 要三君

理事 深谷 隆司君

理事 小川 仁一君

理事 市川 雄一君

理事 池田 行彦君

理事 内海 英男君

理事 鈴木 宗男君

理事 月原 茂昭君

理事 額賀福志郎君

理事 堀内 光雄君

理事 小澤 克介君

理事 佐藤 諒君

理事 鈴切 康雄君

理事 田中 慶秋君

理事 三浦 久君

出席國務大臣

外務大臣 安倍晋太郎君

出席政府委員

外務大臣官房長 北村 汎君

外務大臣官房領事移住部長 谷田 正躬君

委員外の出席者

内閣委員会調査室長 石川 健一君

委員の異動

四月二日

辞任

鍵田忠三郎君

菊池福治郎君

二階 博君

山本 幸雄君

補欠選任

鈴木 宗男君

谷垣 禎一君

額賀福志郎君

野中 広務君

同日

辞任

鈴木 宗男君

谷垣 禎一君

額賀福志郎君

野中 広務君

小澤 克介君

佐藤 諒君

補欠選任

鍵田忠三郎君

菊池福治郎君

二階 俊博君

山本 幸雄君

新村 勝雄君

鳴崎 讓君

三月二十九日

元通信官吏勸奨退職者の恩給適用に関する請願

(永江二仁君紹介)(第二四一五号)

同(三浦久君紹介)(第二四四〇号)

防衛費の削減等に関する請願(角屋堅次郎君紹介)(第二四二二号)

同(小林進君紹介)(第二四二二号)

同(森中守義君紹介)(第二四二二号)

同(横山利秋君紹介)(第二四二四号)

同(中村正男君紹介)(第二四六一号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一九号)

○中島委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行うのでありますが、申し出がありませんので、これにて本案に対する質疑は終

局いたしました。

○中島委員長 この際、本案に対し、宮下創平君

外四名より、自由民主党・新自由国民連合、日本

社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・

国民連合、日本共産党・革新共同の共同提案に係

る修正案が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。元信義君。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○元信義委員 ただいま議題となりました修正案に

つきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付いたしておりますので、朗

読は省略させていただきます。その要旨を申し上げます。

す。原案では、子女教育手当に関する改正規定

及び上ヴォルタ国の国名変更に伴い、大使館の名称を改める改正規定は、昭和六十年四月一日から施行することとしたしておりますが、これを「公布の日」から施行し、子女教育手当に関する改正規定は、本年「四月一日から適用する」ことに改めるものであります。

以上であります。(拍手)

○中島委員長 これにて修正案についての趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 これより原案及び修正案を一括して討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、宮下創平君外四名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて、原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○中島委員長 ただいま議決いたしました本案に対し、戸塚進也君外三名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。戸塚進也君。

○戸塚委員 ただいま議題となりました自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・国民連合の各派共同提案に係る附帯決議案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について引き続き検討の上、適切な措置を講ずべきである。

一 我が国が世界の平和と繁栄に積極的な外交をもつて貢献していくため、外交実施体制、特に在外公館の基盤の整備・強化に努めること。

と。

第一類第一号 内閣委員会 議 録 第 九 号

昭和六十年四月二日

内閣委員会議録第九号

昭和六十年四月二日

第一類第一号

内閣委員会議録第九号

昭和六十年四月二日

第一類第一号

内閣委員会議録第九号

昭和六十年四月二日

第一類第一号

内閣委員会議録第九号

昭和六十年四月二日

第一類第一号

内閣委員会議録第九号

昭和六十年四月二日

第一類第一号

内閣委員会議録第九号

昭和六十年四月二日

第一類第一号

内閣委員会議録第九号

昭和六十年四月二日

第一類第一号

一 在外職員、特に自然環境等の厳しい地域に在勤する職員が、活発な外交・領事活動を展開しうるよう、勤務環境の整備・処遇の改善等に努めるとともに、小規模公館に在勤する職員の勤務体制等の改善に努めること。

一 在外公館の事務所及び公邸の国有化を推進するとともに、在外職員宿舍の整備に努めること。

一 治安状況の悪い地域に勤務する在外職員が、その職務と責任を十分果たせるよう、警備対策の強化に努めること。

一 緊急事態における邦人の救援等安全確保に努めること。

一 海外子女教育の一層の充実を期するため、在外日本人学校及び補習授業校の拡充強化、子女教育費の負担軽減、帰国子女教育の制度の改善及び施設の整備等の対策を総合的に推進すること。

右決議する。
本附帯決議案の趣旨につきましては、先般の質疑を通じて明らかなことと存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。(拍手)
○中島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

この際、外務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。安倍外務大臣。

○安倍国務大臣 ただいま在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を御可決いただきました。まことにありがとうございます。
また、本法案の御審議の過程において、外交活動の基盤強化につき深い御理解と貴重な御提案を賜ったことに対し、厚く御礼を申し上げます。
法律案と同時に可決されました附帯決議の内容

につきましましては、御趣旨を踏まえ適切に対処してまいり所存でございます。(拍手)

○中島委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中島委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。
午前九時五十三分散会

在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案
一 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「昭和六十年四月一日」を「公布の日」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 この法律による改正後の在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第十五条の二第二項及び第三項の規定は、昭和六十年四月一日から適用する。